

令和元年度 しがふぁみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度） 協定締結企業・事業所の取組事例のまとめ

令和元年度しがふぁみ協定締結企業・事業所の取組状況報告書より、特色ある取組事例を抜粋し、次のとおりまとめました。今後の取組の参考にしてください。



家庭の教育に 企業のを！

協定締結企業・事業所数

1,490 事業所（令和2年3月23日現在）

御協力ありがとうございます。

取組1 我が社の子育て環境づくりを進めよう！

■家庭教育に関する啓発ポスターを掲示

- ・ 県教育委員会制作による家庭教育啓発ポスターへの協賛（協賛企業はポスターに記載）
- ・ 電子掲示板や事業所内掲示板、イントラネット（企業内ネットワーク）を活用した家庭教育の啓発

■保護者向け情報誌「教育しが」の社内回覧

■「子育て」について学ぶ企業内家庭教育学習講座の開催

- ・ 講師を招いての家庭教育に関する研修会の開催（研修実施後の満足度は大変高い）
- ・ 子育てに関する社内での学習会の開催

■子育てしやすい職場の条件・環境づくり

○男性の育児参画を周知・奨励

- ・ 「育児休暇」の制度化
- ・ 管理職対象のダイバーシティ研修

○子育て支援

- ・ 管理職と職員のランチケーションを活用した、働きやすい職場づくり
- ・ 女性社員を中心に仕事と育児の両立をサポートするための研修会実施

■その他の取組

- ・ ワーク・ライフ・バランス推進取組企業への登録



【家庭教育啓発ポスター】



【企業内家庭教育学習講座の様子】

取組2 働く姿を見せよう、仕事について語り合おう！

■小学生の職場見学や中学生・高校生の職場体験、大学生のインターンシップ等の協力

- ・ 県内大学・県立高等学校等のインターンシップ受入れ
- ・ 特別支援学校や児童養護施設の子どもたちの就業体験の受入れ
- ・ 県内工業高校生徒および教員を対象とした、会社説明会や会社見学
- ・ 県内高等学校のキャリア形成コーディネーター委員として、会社幹部の派遣を継続

■企業・事業所内における「子ども参観日」、親子のふれあいイベントの実施

- ・従業員の家族に職場をみてもらい、親子のコミュニケーションを図る「ファミリーデー」や「家族参観日」の開催
- ・従業員家族対象の職場見学実施
- ・働くお父さん、お母さんの職場を子どもたちが見学する「子ども参観日」「子ども会社見学会」等の実施
- ・従業員どうしが集まり、子育てを楽しくするための工夫を親子で遊びながら体験する機会の設定



[従業員家族対象の見学会]

取組3 子ども体験活動を支援しよう！

■企業の持つ技術力を生かして授業や体験学習を支援

○出前授業を「しが学校支援センター」（県生涯学習課内）の「学校支援メニュー」に登録し、学校教育活動を支援

○企業・事業所等の豊富な知識や技能を生かした学校への支援
(活動例)

県立高校へのキャリア教育講師、地元小学生への農産物に関する授業支援、田んぼでの実践指導（田植えや稲刈り等、米づくり体験）、事業所内の畑で野菜収穫体験の実施、バケツ稲の提供 等

○企業・事業所等の豊富な知識や技能を生かした地域への支援
(活動例)

運動会に向けたグラウンド整備、事業所敷地内の自然環境を生かし環境教育のプログラムを地元小学校や地域と実施、プログラミング教室の実施 等



[体験活動の支援]



[プログラミング教室の実施]

■地域で行われる子どもの体験活動に対して施設等を開放

○グラウンドや駐車場の無料開放

- ・スポーツ大会の日に駐車場を開放

○施設・敷地の無料開放

- ・地域の子どもの体験活動について施設を提供
- ・地域の芋掘り体験への施設貸出



[ボランティアでグラウンドの整備]

取組4 学校へ行こう！

■参観日や保護者会、学校行事など社員が学校へ行きやすい職場づくりに向けた取組

○幹部職員が積極的に学校行事に参加することによる、社内の雰囲気醸成

○学校行事等への参加促進

- ・特別有給休暇利用促進、フレックスタイム制度の積極的活用による参加の奨励
- ・男性の育児参加計画書の作成による保護者会や参観日等学校行事への参加促進
- ・「ファミリーフレンドリー休暇」や「ファミリーサポート休暇」の取得奨励
- ・定時退社日の設定
- ・在宅勤務の活用で、平日の学校行事への参加呼びかけ

■休暇が取りやすい職場づくりに向けた取組

- ・ワーク・ライフ・バランスの取組の推進

- ・メリハリワークや休もっか計画の推進、ノー残業デーの実施
- ・給与支給日に併せて強制退社日の設定
- ・男性社員の育児休暇取得の促進、慣らし保育のための特別休暇
- ・リフレッシュ休暇やアニバーサリー休暇、ファミリーフレンド休暇の取得促進

取組5 「淡海子育て応援団」に加入しよう！

■親と子が利用しやすい設備の充実や子育て支援のためのサービスの提供

- ・店内に親子で遊べるキッズスペースを設置、授乳室の設置による親子で利用しやすい設備整備、親と子が利用しやすいショールーム設備の充実、「食」と「農」の教育に役立つ子ども雑誌を小学校に毎月寄贈、子どもの人数によってローンの優遇金利を設定する教育ローン・子育て応援プラン 等

滋賀県の子育て関連事業（抜粋）

◎淡海子育て応援団

子育て家庭を応援するサービスの提供や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどに取り組む企業

- 子育て家庭が優遇される商品やサービスの提供
- お子様用ドリンクやおやつサービス
- お子様の人数に応じた金利優遇サービス
- 子育て家庭が利用しやすい設備（授乳室、おむつ替え台、キッズコーナーなど）の設置
- 子育て相談、絵本読み聞かせ、託児サービスの実施 など

※平成28年4月より県外から来られる利用者（全国共通ソダテマークのロゴ入りカードを持っておられる方）に対しても、登録企業がサービスを提供

【問合せ先】 健康医療福祉部子ども・青少年局 077-528-3552



詳細はポータルサイト「ハグナビしが」で御確認ください。

◎ワーク・ライフ・バランス推進企業登録

一般事業主行動計画を策定し、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業（行動計画と策定届の写しを添えて申込書を提出してください。）

（行動計画の目標の例）

- 従業員が子育てしやすいように、短時間勤務制度を導入
- 子どもの出生時における父親の休暇を創設
- 男性の育児休業取得率アップ
- 育児や介護などで退職した従業員の再雇用制度導入
- 年次有給休暇の取得促進
- 地域の子どもの工場見学の実施 など

【問合せ先】 商工観光労働部労働雇用政策課 077-528-3751



詳細は滋賀県ホームページを御覧ください。

◎滋賀県子育て応援住宅認定制度

子育てしやすい間取りや設備、子育てに関するサービスの提供など、ハード・ソフト両面の配慮に加え、立地環境においても子育てしやすいすまいを「子育て応援住宅」として認定することで、子育てに適した住環境の整備を促し、子育てしやすいすまい・まちづくりを推進します。

なお、認定の対象となるのは、「新築の戸建て分譲住宅団地」「新築の分譲マンション」です。

【問合せ先】 滋賀県土木交通部住宅課 077-528-4235



詳細は滋賀県ホームページを御覧ください。